

令和9年度

広野こども園入園案内



☆ 申込受付期間及び場所

【受付期間】

令和8年10月1日（木）～令和8年10月30日（金）

受付時間：午前8時30分～午後5時00分（土日祝日除く）

受付場所：広野こども園 【電話 0240-27-2345】

広野町役場 こども家庭課【電話 0240-27-2115】

様式は広野町公式 HP にも掲載されております。

1. 認定こども園

小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

2. 入園対象児童

生後6ヶ月から小学校就学前までの教育・保育を必要とする児童で、広野町に住民登録をしている世帯が対象です。

町外からの入園（広域保育）を希望される場合は「9. 広域保育について」をご確認ください。

3. 支給認定について

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園での教育・保育を利用する小学校就学前の子どもを下記の3つの区分に分けて支給認定しています。

そのため、利用するためには支給認定を受けることが必要です。

【支給認定3つの区分】

◎1号認定：満3歳児以上（3～5歳）認定こども園での教育を希望する子ども

◎2号認定：満3歳児以上（3～5歳）で保護者の就労等で保育を必要とする子ども

◎3号認定：満3歳児未満（0～2歳）で保護者の就労等で保育を必要とする子ども

※2、3号認定は保護者の就労状況により、下記のように分かります。

*保育短時間認定 …保護者の1ヶ月の就労時間が48時間以上の場合

*保育標準時間認定…保護者の1ヶ月の就労時間が120時間以上の場合

（就労時間により保育時間は異なります）

2・3号認定の要件

保育が必要な事由	保護者の状況	認定期間
就労	就労を常態としている場合 （1ヶ月の就労時間が48時間以上）	事由が継続している間
妊娠・出産	妊娠中または出産後間がない場合	出産予定日から産前及び産後8週間を経過する日が属する月の月末まで
疾病・障がい	病気や怪我、または心身に障がいがある場合	事由が継続している間
介護・看護	同居の親族（長期間入院等を含む）を常時介護又は看護している場合	事由が継続している間
求職活動等	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合	90日
その他	上記の状態に類する場合	必要と認める期間

※認定後にこれらの事由が変更となった場合は変更申請が必要となります。

※認定後に、これらの事由が消滅した場合は原則、退園になります。

4. 保育時間

月曜日～金曜日…午前7時30分～午後6時30分

土曜日…午前7時30分～正午

※利用時間については、保護者の状況等に応じて上記保育時間の範囲で決定します。

※土曜日を利用される方は、事前に申請が必要となります。ご相談下さい。

※1号認定 ……午前8時00分～午後1時30分（月～金）
（春・夏・冬の長期休業期間有り）

※2・3号認定（短時間） …午前7時30分～午後3時30分（月～金）

※2・3号認定（標準時間）…午前7時30分～午後6時30分（月～金）

土曜日は午前7時30分～正午までとなります（2・3号認定のみ）

◎1号認定の預かり保育

都合により、家庭での保育が困難な場合など下記により実施いたします。

- ・預かり保育日時…長期休業期間を除く平日のみ 午前7時30分～午前8時
// 午後1時30分～午後6時30分
- ・預かり保育料…30分毎に100円加算
- ・長期休業中の預かり保育も平日8時間まで実施いたします。

◎2・3号認定（短時間）の延長保育

- ・延長保育日時…平日のみ 午後3時30分～午後6時30分
- ・延長保育料 …30分毎に100円加算

※1号預かり保育、2・3号延長保育を利用される方は事前に「預かり保育申請書」または「延長保育申請書」の提出が必要です。

※児童扶養手当受給世帯、身体障害者手帳・療育手帳交付世帯、特別児童扶養手当・障害基礎年金受給世帯、上記世帯に準ずる世帯の方は預かり・延長保育料免除の対象となりますので、「免除申請書」を提出してください。

5. 慣らし保育について

新入園児については、環境の変化が体調などに微妙に影響をおよぼすものです。

無理のないようこども園に慣れていただくために、お子さんの様子を見ながら段階的に保育時間を延ばしていきます。

※慣らし保育中の保育時間は通常10時お迎えから開始します。

6. デイリープログラム

0～2歳児	時 間	3～5歳
早朝保育	7:30	早朝保育
随時登園・視診	8:00	随時登園・視診
好きな遊び		好きな遊び
出席確認	9:00	出席確認
午前寝(0歳児)		保育活動
おやつ	9:30	・年齢別活動
保育活動	10:00	・異年齢児活動
・戸外活動		・好きな遊び
・室内遊び		
片付け		片付け
給食準備	11:15	給食準備
給食	11:30	給食
片付け	12:00	片付け・歯磨き
午睡準備	12:30	降園準備(1号認定)
午睡	13:00	降園
	13:30	午睡・休息
おやつ	15:00	おやつ
随時降園	15:30	随時降園(2号認定)
好きな遊び		好きな遊び
最終降園	18:30	最終降園

7. 利用料並びに給食費等について

◎こども園利用料

- ・令和元年10月の幼児教育・保育無償化により4月1日現在3歳以上の児童に係る利用料は無料になります。また、3歳未満で広野町に住所を有する児童の利用料については、広野町独自事業として無料になります。
- ・利用料については無料になりますが、保育料算定は行います。保育料算定に係る市町村民税の課税時期について、4～8月分は前年度の課税額、9～3月分は当該年度の課税額により決定します。

＊保育料決定後、申告等により課税額が変更となった場合にはご連絡ください。

＊教材費等、その他の費用や金額等については、別途お知らせいたします。

◎預かり保育、延長保育料

1号認定預かり保育、2号延長保育は無償化の対象外となります。

- ・預かり保育料、延長保育料…30分毎に100円加算

◎給食費

広野町独自事業として、給食費は無料になります。

◎預かり保育・延長保育料の納付について

- ・預かり保育・延長保育料の納付は原則、口座振替となります。
- ・納付期限(口座振替日)は毎月25日(土日及び祝日の場合はその翌日以降最初の平日)です。
- ・取扱い口座は広野町指定金融機関(東邦銀行、あぶくま信用金庫、福島さくら農業協同組合)となります。

(1) 3歳未満(4月1日現在)の2・3号認定月額利用料

①3歳未満(4月1日現在)の保育認定児童

世帯の階層区分			標準時間	短時間
第1	生活保護世帯		0	0
第2	市町村民税非課税世帯		0	0
第3	市町村民税所得割課税額	48,600円未満	11,700	11,500
第4		48,600円以上 97,000円未満	18,000	17,700
第5		97,000円以上 169,000円未満	26,700	26,300
第6		169,000円以上 301,000円未満	36,600	36,000
第7		301,000円以上 397,000円未満	48,000	47,200
第8		397,000円以上	62,400	61,400

②同一世帯の利用児童が2名以上いる場合

2人目は当該階層に応じた額に1/2を乗じた額。3人目以降は0円。

(2)市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯や障がい者のいる世帯※の月額利用料

①3歳未満(4月1日現在)の保育認定児童

世帯の階層区分			標準時間	短時間
第2	市町村民税非課税世帯		0	0
第3	市町村民税	48,600円未満	3,000	3,000
第4	所得割課税額	所得割課税額77,101円未満	6,000	6,000

②同一世帯の利用児童が2名以上いる場合、2人目以降は0円

※障がい者のいる世帯とは、次のいずれかに該当する場合です。

- ア 身体障害福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ウ 国民年金法に規定する障害基礎年金等の受給者
- エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条第1項に規定する障害児
- オ 福島県療育手帳制度要綱第3に規定する療育手帳の交付を受けている者

8. 申込に必要な書類 ※様式は町 HP から取得できます。

1・2・3号認定提出書類		
1	広野こども園 入園申込書	*申込児童1名につき1枚
2	教育・保育給付認定（変更）申請書 兼現況届	
3	緊急時の連絡先	*申込1世帯につき1枚
4	保育に係る調査承諾書・保護者負担 金納付誓約書	
5	所得税課税証明書 ※本年1月1日時点で広野町に住民登録がな かった方でマイナンバーの提出が出来ない方 のみ提出が必要です。	*本年1月1日時点で住民登録があった市町村で証明書を取得 して下さい。
	*家計の中心となる方が同居の祖父母等である場合は、その方の市町村民税により保育料を算定します。 *税の申告が未申告の方は必ず申告して下さい。未申告等により市町村民税額が確認出来ない場合、保育料が最高額となる ことがありますのでご注意ください。	
2・3号認定の場合は以下、保育が必要であることを証明する書類も提出して下さい。 *該当する書類を申込1世帯につき1枚（兄弟等で入園の場合は1枚）		
6	①就労 ※内定中、育休中の場合も就労証明書を 提出して下さい。	*就労証明書（社判等の押印は不要です） ・職場に就労証明書の作成を依頼する際には、必ず『就労証明書記載要領』 も一緒に担当者に渡して下さい。 ・町HPに掲載されている様式（Excel）に入力もできます。 ・職場からの就労証明書発行に時間を要する場合がありますので、受付期 間に間に合うように準備して下さい。
	②就学	*在学証明書
	③妊娠・出産	*母子手帳等の写し（出産日、出産予定日が確認できるもの）
	④疾病・障がい	*診断書 *身体障害者手帳・療育手帳の写し等
	⑤介護・看護	介護・看護を受ける方の *診断書 *身体障害者手帳・療育手帳の写し等
	⑥求職活動中	*求職活動申立書 *誓約書 *ハローワークカードの写し（ハローワークを利用している場合）
※ご注意ください ○就労されている方でも、就労証明書が不足している場合は求職中の扱いとなります。 ○必要に応じて上記に掲げる書類以外の提出を求められることがありますので、ご了承ください。 ○申請内容に虚偽があった場合、子どもの教育・保育給付認定や広野こども園の利用決定を取消す場合があります。		

9. 広域保育について

- 広野町外にお住まいで広野こども園に入園を希望される方は、住所を有する市町村の保育担当部署へご相談下さい。
- 入園については、広野町内に住所を有する児童の入園が優先となりますのであらかじめご了承下さい。

10. 選考及び入園の承諾について

- ①定員を超えて申込みがあった場合は、利用調整（選考）により入園児童を決定します。
入園の選考は申請書類に基づき、保育の必要性を考慮し判定します。
- ②提出書類、添付書類等に不備または就労証明書との内容が違う場合は、入園保留とさせていただきますので、ご注意ください。
- ③入園結果については、利用調整後に申請者に通知します。

11. 仮入園（入園についての説明会）について

説明会は、2月下旬頃に行う予定です。開催時期が変更となる場合もありますので、詳細は別途通知いたします。

12. その他

- ①世帯の状況や勤務先等が変わった場合は、その都度こども園またはこども家庭課に必ずご連絡ください。
- ②新規に入園を希望される場合、面接を行うことが御座います。
- ③児童の健康状態、アレルギー等、入園にあたりご不安な点が御座いましたらご連絡下さい。
- ④保育の期間中であっても入園基準に該当しなくなった場合は、保育の実施解除となります。



[お問い合わせ先]

○広野こども園（ひろばーく）

〒979-0408

福島県双葉郡広野町中央台 1 丁目 8 番地

電話 0240-27-2345

FAX 0240-27-3433

○広野町役場こども家庭課

〒979-0402

福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35 番地

電話 0240-27-2115

FAX 0240-27-1355